

税の申告 2月13日(火)～3月15日(金)

申告書には必ず住所、氏名、生年月日、扶養親族などを記入しておきましょう。

●当日必要なもの

- ①申告用紙 ②印鑑 ③源泉徴収票 ④どの証明書 ⑤医療費・雑損控除を受ける人は、その支払証明書または確認できるもの ⑥身体障害者手帳など
 農業所得のお知らせ ⑦国民健康保険税・国民年金の納入額のお知らせ、農業者年金保険料の領収書 ⑧生命保険料などの証明書 ⑨医療費の領収書、または被害の証明書 ⑩小規模企業共済等掛金控除、損害保険料控除、配偶者特別控除などを受ける人は、その支払証明書または確認できるもの ⑪身体障害者手帳など

15(金)	14(木)	13(水)	12(火)	11(月)	9(土)	8(金)	7(木)	6(水)	5(火)	4(月)	2(土)	3/1(金)	29(木)	28(水)	27(火)	26(月)	24(土)	23(金)	22(木)	21(水)	20(火)	19(月)	17(土)	16(金)	15(木)	14(水)	2/13(火)							
白根地区 市役所4階大会議室					白井地区(古川・東古川) 市役所 小林地区(戸頭・戸頭住宅・戸頭) 白根地区の一部(戸頭・戸頭住宅・戸頭) 4階 大会議室					大郷地区 地域生活センター					白井地区 地域生活センター (古川・東古川) (新生町を除く)					庄瀬地区 地域生活センター					新飯田地区 地域生活センター					茨管根地区 地域生活センター				

納税相談のスケジュール

(午前9時30分～11時30分)
(午後1時～4時)

市・県民税、農業所得

所得税の確定申告と市・県民税の申告時期になりました。市税務課では申告期間中、各地区で相談所を開き、申告の相談を受け付けます。期限近くになると大変込み合います。できるだけ自分の地区の相談日に申告を済ませてください。

区分	開催日	開始時刻	会場
年金受給者 医療費控除	2月7日(木)～2月8日(金)	午前9時30分	白根市役所大会議室
住宅取得等 特別控除	2月9日(土)	午前9時30分	白根市役所大会議室

●住宅取得等特別控除、医療費控除、年金受給者のための確定申告受け付け

市では年末調整が済んでいる給与所得者で、住宅取得等特別控除や医療費控除を受ける人と年金受給者を対象に左表のとおり2月7日から9日まで確定申告を受け付けます。

所得税の確定申告は2月16日からですが、期間中は大変混雑が予想されます。該当する人はできるだけこの時期に申告を済ませてください。

●サラリーマンのための申告相談 特設会場を開設

税務署ではサラリーマンで、次のような確定申告をする人の特別相談会場を次のとおり開設します。

- ①医療費控除や住宅取得等特別控除を受ける人
- ②給与の年収が2,000万円を超える人
- ③2カ所以上から給与のある人
- ④不動産所得や配当所得が20万円を超える人

■期間 1月29日(月)～3月15日(金)(土・日曜を除く) 午前9時～午後4時(受け付けは午後3時まで)

■会場 新潟市八千代万代シティー第3駐車場内特設会場

所得税

昨年1年間の所得と税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。確定申告をしなければならぬのに、期限までに申告をしなければならぬのに、申告をしたら不足の税金だけなく加算税や延滞税も納めなければならぬになります。

確定申告の必要な人

- 自営業などの人の場合
商業、工業、農業などの事業所得や、地代・家賃などの不動産所得、年金などの雑所得がある人で、平成7年中の所得の合計額が所得控除の合計額より多い人。
- サラリーマンの場合
サラリーマン(給与所得者)は、普通、勤務先で年末調整を行って税金の精算をするので確定申告をする必要はありません。しかし、昨年中の所得等が次に当てはまる人は申告をしなければなりません。

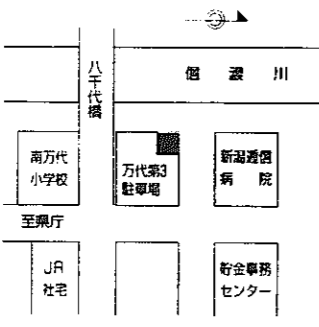
確定申告をすれば税金の戻る人

- 病气やけがで医療費をたくさん支払ったとき
病气やけがをして医療費をたくさん支払ったときは、支払った医療費から、10万円が所得の5%の金額のどちらか少ない方の額を差し引いた金額が、医療費控除(最高200万円)として所得から控除できます。この場合の医療費は保険などで補てんされた金額を除きます。医療費控除の対象となる医療費は、平成7年中に実際に支払ったものに限り、

市・県民税

- 申告の必要な人
今年の1月1日現在、白根市に住み、平成7年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか一つに当てはまる人
- ①税務課から申告書が送られた人
- ②農業、商業、工業、サービス業などの所得があった人
- ③給与以外に地代、家賃、配当、譲渡などの所得があった人
- ④2カ所以上から給与(年金、恩給を含む)を受け取った人
- ⑤所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝い、内職者、日雇い者など
- ⑥市に1月31日までに給与支払報告書を出していない事業所から給与を受けた人
- ⑦公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除を受けようとする人
- ⑧平成7年中に中途退職した人
- 申告をしなくてもよい人
- ①所得税の確定申告をした人
- ②給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている、他の所得がない人

譲渡所得の申告は 新潟税務署へ



譲渡所得の申告は新潟税務署へ出向いての申告となります。申告日は税務署から直接本人に通知されます。必ず指定日に申告を済ませてください。

●手続きはお早めに
これらの還付申告は2月16日(金)以前でもできます。市役所税務課にある「給与所得者の還付申告用紙」で申告してください。

●新潟税務署(新潟市宮所通・229・2151)
●市役所税務課市民税係(373・2111内241・244)